二　ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合　その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
［略］	
適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十五条第一項の表第八号に定める与信相当額を算出する場合、SA－CCRを用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出する場合においてこれらの取引に係る与信相当額が算出される担保の提供に用いるとき又は第六十六条ただし書に定めるところによりレポ形式の取引について第六十五条各号及び第六十六条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。以下同じ。）	二十五パーセント

2　［略］

第八目　削除

第八十九条　削除

（二十パーセント・フロアの適用除外）

第九十二条　適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

［一・二　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

三　［略］

二　ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合　その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
［同上］	
適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十五条第一項の表第八号に定める与信相当額を算出する場合又は第六十六条ただし書に定めるところによりレポ形式の取引について第六十五条各号及び第六十六条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。以下同じ。）	二十五パーセント

2　［同上］

第八目　包括的手法における担保付派生商品取引

（計算方法）

第八十九条　標準的手法採用最終指定親会社が包括的手法を適用する場合であって、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の式により算出する。

$$E^* = (RC + アドオン) - C_A$$

E^*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第四十七条第一項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第一項第二号に定めるグロスのアドオン

C_Aは、Hc（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及びHfx（エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

2　法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRCは第四十七条第二項に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項に定めるネットのアドオンとする。

3　前項に規定する場合において、第一項のHfxは、当該相対ネッティングが行われる場合の決済通貨と金融資産担保の通貨が異なるときに適用するものとする。

（二十パーセント・フロアの適用除外）

第九十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　派生商品取引に係るエクスポージャー（カレント・エクスポージャー方式を使用する場合に限る。）と担保が同一の通貨建てであり、かつ、標準的手法採用最終指定親会社が毎営業日に時価評価を行っている場合において、現金又は預金が担保であるとき　零パーセント

四　前号に規定する場合において、中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券が担保であり、かつ、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントのとき　十パーセント

五　［同上］